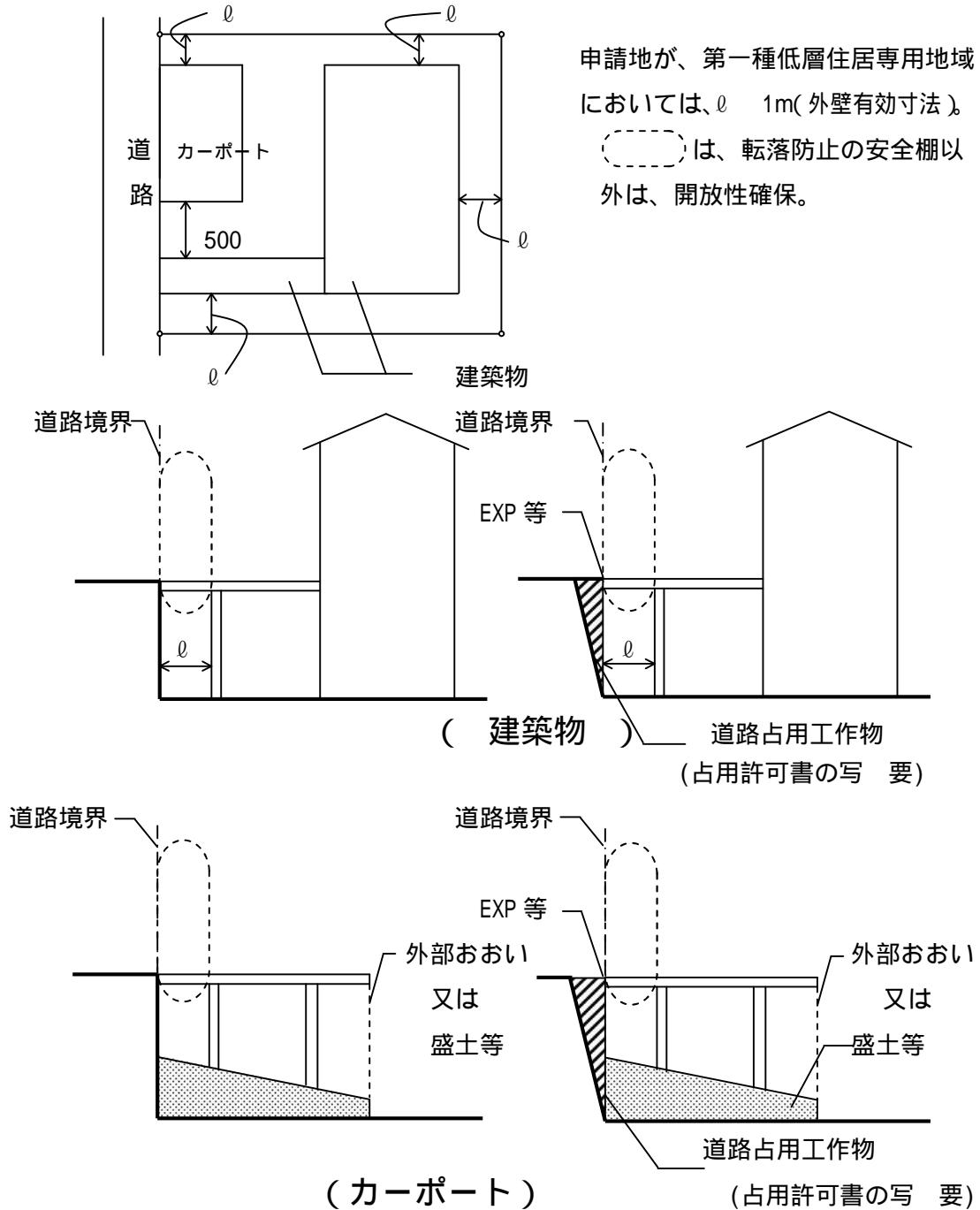


道路より敷地が低い場合の取扱い

道路より敷地が低い場合の接道は本来、宅地造成を伴って行うべきであるが、それ以外の接道は、建築物によって行う事。建築物ではないカーポート等については、図に示すように、外観上建築物ではない形態にして、建築物から独立したもの。



備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01